

第5章

バングラデシュの女性障害者

——ケイパビリティ分析と女性障害当事者グループの役割——

金澤 真実

はじめに

バングラデシュは1971年にパキスタンから独立を果たした。その後、1978年に女性省（Ministry of Women Affairs）が設置され、初めて国家開発プログラムに女性セクターが設けられた。以来、現在に至るまで政府機関も非政府組織（Non-Governmental Organization: NGO）も、女性へのさまざまな開発支援を行っている。この間の開発アプローチの変化は、女性を開発の受益者から主体へと変化させてきた。しかし、女性障害者に限ってみると、彼女たちはリハビリテーションや福祉機器の受益者であっても、開発への主体的な参加者とはみなされず、開発分野でのジェンダー主流化の取組みから取り残されてきた。2007年にバングラデシュでも障害者権利条約が批准されると、開発課題の中に障害の課題をメインストーリーミングすることの重要性（第32条）が広く認識されるようになり、開発 NGO による障害者の組織化が行われるようになってきた。バングラデシュには、グラミン銀行⁽¹⁾や BRAC⁽²⁾をはじめ開発 NGO が地域に住む女性の組織化を通じて開発支援に取り組んできた膨大な実践と研究がある。しかし、女性障害者に対する同様の実践や研究は、ほとんど行われていない。そこで本章は、バングラデシュの女性障害者たちのおかれている困難な状況を明らかにすること、NGO による女性障害当事

者グループに参加した女性たちが得た「豊かさ」をケイパビリティによってとらえること、および彼女たちのケイパビリティ拡大に女性障害当事者グループの果たした役割を明らかにすることを目的とする。これは、バングラデシュの障害者に関連する法や福祉制度が障害者権利条約の理念に沿って整いつつある一方、女性障害者の現実の困難を克服するために十分に機能していない状況と、このギャップの改善に果たした女性障害当事者グループの役割を、彼女たちのケイパビリティの視点から示そうとする試みである。また、ジェンダーと開発の取組みでは顧みられなかった女性障害者を、改めて開発援助にメインストリーミングするための基礎研究と位置づけられるものでもある。

本章の構成は次のとおりである。第1節でバングラデシュの女性障害者をめぐる状況について障害者統計と法制度から概観した後、女性障害者の課題について論じる。第2節では、先行研究としてエンパワーメント・アプローチを紹介し、本章の分析枠組みであるケイパビリティ・アプローチについて説明する。続いて、調査地および調査団体の概要（第3節）、調査結果と事例紹介（第4節）を行った後、ケイパビリティ・アプローチによる事例分析（第5節）を行う。最後に、バングラデシュの女性障害者の更なる well-being（善き生、後述）拡大のため、本研究に残された課題と更なる調査の必要性について述べる。

第1節 女性障害者をめぐる状況

1. 障害者統計と法制度

まずはじめに、バングラデシュ全体の障害者の状況を障害者やそれに関連する統計と法制度から概観する。バングラデシュの全人口に占める障害者の割合は、国勢調査（2011年）では1.4%（BBS 2015b, 55）、『世帯収入と支出調

査』(HIES) (2010年) では9.07% (BBS 2011, 77) とされる⁽³⁾。国勢調査のこの結果は、WHO の推定値15% (世界保健機関 2013, 82) とは大きく異なり、障害者団体から強い非難が寄せられた⁽⁴⁾。2014年にユニセフバングラデシュが発行した *Situation Analysis on Children with Disabilities in Bangladesh* では、バングラデシュの障害者数を人口の1.4~9%としている (UNICEF 2014, 9)。このほかにも、障害者に関する統計については、教育や雇用などを含め基礎的な統計が不足しており、バングラデシュでは、いまだに障害者統計が整備されているとはいえない。女性障害者に関しては、前述の国勢調査や HIES の調査票に性別を記載する欄があり、集計することは可能なはずであるが、性別クロス集計はほとんど公表されていない。このような女性障害者に関する統計の不足や不備は、彼女たちの必要や課題をみえないものとし、開発や福祉政策の中に彼女たちを位置づけることを難しくしている。

バングラデシュは独立の翌年に制定された憲法で、すべての国民の人権や平等な権利と機会を保障し差別を禁止しており、障害をもつ人が社会保障を受ける権利を保障している⁽⁵⁾。障害者に関する法制度では、1995年に障害者に関する国家政策 (National Policy on Disability 1995) が策定された。14条からなるこの政策には、障害の予防、早期発見、早期療育のほか、教育を受ける権利の保障や政府機関での10%雇用割当、公共交通機関と公共の建物のアクセシビリティの確保などが規定されている。また国勢調査での障害の種類や年齢のほか、性別も調査の対象とすることが記載されている。

2001年には、バングラデシュ初の障害者に関する総合的な法律、バングラデシュ障害者福祉法 (Bangladesh Persons with Disability Welfare Act, 2001, 以下「福祉法2001」) が制定された。この法律により初めて障害者の定義が行われ、障害児への特殊教育機関設立推進、公共交通機関のアクセシビリティの確保、脆弱な障害者への年金の支給などが定められた。障害者権利条約が2006年に国連で採択されると、翌2007年、バングラデシュ政府は同条約を批准した。その後、条約に定められた義務を履行するための法整備の一環として、障害者団体も参加し2013年に障害者の権利と保護法 (The Rights and Protection of

Person's with Disability Act, 2013, 以下「権利と保護法2013」)が制定され、福祉法2001は廃止となった。権利と保護法2013では、福祉法2001には含まれなかった自閉症やダウン症が障害に含まれるようになった。また、障害者としての登録とIDカード発行、公立校への入学許可、公共交通機関での座席の確保、公共の場でのアクセシビリティの確保、雇用における機会均等や財産権の保護などが定められた。18歳以上の全国民が取得することになっている選挙管理委員会発行のナショナルIDカードについても、改めてこのカードの取得は障害者の権利であることを明記し、有権者リストへの登録を保障した。教育に関しては、障害を理由にした教育機関への入学拒否の禁止が改めて記載された。バングラデシュでは、2004年に開始された第2次初等教育開発計画 (Primary Education Development Program-II) にインクルーシブ教育が盛り込まれ、初等教育におけるインクルーシブ教育を推進している。また、教育省によって策定された国家教育計画 2010 (National Education Policy 2010) では、身体障害のある子どもについて、障害児が使いやすいトイレの設置や校内の移動性の確保、トレーナーを配属することなどが記されている (MOE 2010, 8)。このほかに、障害者に関係する施策として2005年に始まった困窮障害者年金制度 (Insolvent Persons with Disabilities Allowance) がある。この制度では月に500タカ (2013/14会計年度までは300タカ)⁶⁾の年金を受け取ることができる (詳細後述)。

2. 女性障害者の課題

前述のようにバングラデシュでは、国内的には十分とはいえないまでも障害者に対する法や福祉制度が整備されつつあり、国際的にもさまざまな人権条約を批准している。しかし、現実にはバングラデシュの女性障害者は今もそれらの恩恵を受けることが少なく、きわめて困難な状況で生きている。以下、女性障害者の現状と課題を先に挙げたいいくつかの法や制度の側面から考察することにした。

最初に、権利と保護法2013で規定されている障害者登録と障害者IDカード発行について述べる。障害者登録とIDカード発行のため、全国で障害者ID調査2013が行われた。この機会に障害者登録をして障害者IDカードを支給されることは、年金受給など障害者としての行政サービスを受けることができる大変重要な機会であった。しかし、調査担当者によれば、近隣の人々からの情報で障害のある女兒がいる家庭を訪ねても、その女兒は家族によって隠され登録されない傾向にあったという。バングラデシュでは、娘を結婚させることは親の義務であると考えられている。障害のある女性の姉妹からは、障害のある子どもが生まれる可能性があると思われ、姉妹の結婚が不利になるので家に障害のある姉妹がいるということなるべく隠したいという気持ちがある、または、障害児が生まれるのは、前世で両親か本人が悪いことをしたとか、神の罰だと信じる人々もいるため、社会から偏見の目でみられることも多いからだともいう。しかし、このようなことは障害のある女兒の場合だけで、それが男児の場合、社会の偏見はそれほどでもなく隠すこともあまりないとされる⁽⁷⁾。

初等教育に関して、バングラデシュの初等教育就学率は97.7%（2014年）である。中でも、女子の初等教育就学率は2005年以降、男子を上回るようになり98.8%（男子96.6%）（BANBEIS 2015, 45）となった。これらの成果から政府は、初等・中等教育就学におけるジェンダー平等はすでに達成された（GED 2015, 6）とした。また、国連開発計画（United Nations Development Programme: UNDP）によっても同様に報告（UNDP 2014, 6）され、バングラデシュは国際的な評価を得た。インクルーシブ教育を推進し、障害を理由にした教育機関への入学拒否を禁止しているバングラデシュではあるが、実際に障害のある子どもが地域の公立小学校に通うためには、その学校の校長の許可が必要となっている。障害のある子どもに対しての配慮は、行政としてとくに行っておらず、校長の「常識」の範囲内で行われる。そのため、「常識」の範囲内での配慮で授業についてこられる子ども、結果的には障害が比較的軽い子どものみ入学が許されている。法律上、「すべての」子どもたちに関

かかれているバングラデシュの教育は、実際にはすべての障害児のうち軽い障害のある子どもだけがアクセスすることができる。さらに、政府や国際社会の評価では、すでに解決済みのジェンダー格差に関しても、統計のある2005年以来一度も、障害のある女子の就学数が障害のある男子を上回ったことがない（BANBEIS 2015, 44）。障害のある女子を学校へ通わせない理由として、聞き取り調査⁸⁾をしたほぼ全員が挙げたのは、通学途上や校内でのレイプやハラスメント、誘拐の心配であった。99%の女子が小学校への入学を果たすバングラデシュで、インクルーシブ教育の理念のもと障害のある子どもへの教育が法的にも保障されながら、教育にアクセスすることのできない障害のある女子たちがいる。にもかかわらず、初等教育における「ジェンダー平等が達成された」という国内外の評価は、教育を受ける機会を奪われている多数の障害のある女子の存在をみえないものになっている（金澤 2013）。

困窮障害者年金制度は、2005年より始まった。この年金制度によって、2014/15会計年度には40万人の障害者が月に500タカの年金を受け取っている。この年金の受給資格要件として、バングラデシュ国民であること、年収3万6000タカ以下などがある。このほかに、高齢、土地なし、ホームレス、重複障害者、そして女性障害者などが優先されるとしている⁹⁾。これらは、大多数の女性障害者にとって、ほぼ受給資格を満たすことができる基準であると思われる。しかし、女性障害者が実際にこの年金を受け取るためには、さまざまな目に見えない障壁がある。年金受給者となるには、まず住んでいる地区のリストに名前が登録されなければならない。年金は地区毎に割り振られた予算内で支給されるため、リストの中から地区の委員会で推薦を受けた人にものみ支給される。その際、委員会関係者や委員に賄賂を渡した者が優先的に推薦されると広く信じられている。また、年金は3カ月ごとに銀行振込によって受け取るが、受け取りの際には、窓口で行員から賄賂を要求されることもあるといわれている¹⁰⁾。これらの問題は、たとえばこの地域の社会福祉事務所入り口に、車椅子では超えることのできない大きな段差があり、さらに事務所建物の入り口にも2段ほどの階段があるにもかかわらずスロープが

設置されていないというアクセシビリティの問題と同じように、性別にかかわらず障害者全体の問題といえる。しかし、パルダ規範¹¹が残るバングラデシュでは、女性が単独で男性職員中心の各所に出かけること自体、私たちが考える以上に大きな困難がある。それに加えて、この制度の対象となる女性障害者の多くは、教育を受ける機会がほとんどなく、外出したり他人と出会ったりする機会が少ない人々である。彼女たちにとって、たとえ自分の正当な権利であっても、初めて出会う他人の、しかもほとんどが男性の係官に、それを主張することはかなり難しいといわざるを得ない。たとえ事務所に行くことができたとしても、仮に賄賂を要求されたとしたら、それを断わり自分の権利を主張できる女性障害者はほとんどいないだろう。バングラデシュでは、通常このような手続きは家族や親せきの男性によって行われる。しかし、結婚していたとしても障害児を産んだという理由で夫から遺棄、または離婚される女性は珍しくない。また、女性障害者はそもそも結婚の対象とはみなされておらず、未婚であることのほうが多い。あるいは、結婚はしたもののすぐに夫から遺棄されることも珍しくない。そのため、両親、とくに父親の亡き後、男性の助けを借りることができない障害者を抱えた女性（母親）や女性障害者は多い（金澤 2012）。女性障害者にとって、行政窓口での申請や銀行口座の開設といった一連の手続きは、男性障害者に比べてより困難が大きいものとなっている。

バングラデシュの法や福祉制度はすべての障害者を平等に扱っており、あるいは困窮障害者年金制度のようにむしろ女性障害者であることが一定の優先順位をもっているとしても、現実には、行政の不備や文化、習慣、家族など社会に深く根差した不利性が女性障害者の上に広がっている。

第2節 分析の枠組み

ここまで、バングラデシュの全体的な障害者統計と法や福祉制度について概観し、統計の不備および法や各種の福祉制度の恩恵を享受することが難しい女性障害者の課題を論じた。繰り返しになるが、前節で取り上げたいいくつかの具体的な事例を通じて明らかにしたかったことは、障害者にとって中立・公正と思われる法や福祉制度の存在が、女性障害者のおかれている困難な状況を直接改善することにつながっておらず、彼女たちの well-being の実現に十分に寄与することができない可能性である。法や福祉制度の重要性を疑う余地はないが、それがそのまま女性障害者の well-being を評価することにつながっていないとすれば、どのように彼女たちの well-being を評価することができるだろうか。ここでは、彼女たち自身が価値のある生を選択する自由に基づくケイパビリティに注目し評価・分析をおこないたい。まず初めに、先行研究としてエンパワーメント・アプローチを紹介し、その後ケイパビリティ・アプローチについて述べる。

1. エンパワーメント・アプローチ

女性のエンパワーメントについては、開発援助の文脈から多くの研究の積み重ねがある。これらの研究では、エンパワーメントという言葉は自明的に用いられる場合も多いが、久保田真弓(2005)によれば、何らかの形で社会から否定的な評価を受け、本来人間がもっている能力や感性力を十分に発揮できない人々に、「力を付ける」過程を指している。エンパワーされる「力」とは、人々の中にあるもので他者との相互関係によって引き出される自らの能力を発揮できる力のことである。このような力を付けていく過程であるエンパワーメントには、心理面だけでなく、社会、政治、経済的要素も含まれており、最終的には社会変革をも意図したものとなる。このようなエンパ

ワーメントの過程では、力が欠如している人々を対象に他者が支援・介入することが必要であり、その介入方法のひとつとして、エンパワーの必要な人々の組織化が行われる。エンパワーメントの過程に関してはさまざまな主張があるものの、おおむね当事者の気づき（意識化）、能力の獲得、社会関係の変革という3つの段階がある。太田まさこ（2011）は、インド政府が実施主体であるマヒラー・サマーキアー・プログラムという女性のエンパワーメント・プログラムについて調査研究を行った。このプログラムは、前述のエンパワーメントの過程にそって、次の5段階を経るよう当初から計画されている。第1段階は、女性のグループ形成である。外部から訪れたファシリテーターが女性たちにグループ作りを勧め、グループが形成される。第2段階は、女性たちがファシリテーターとともに、家庭や村の問題を話し合うグループミーティングを行い、自分たちのもつ課題に「気づき」始める。第3段階では、ミーティングで認識された問題の原因を分析し、解決策を話し合う。この過程を通じて、「気づき」が具体的なものとなり、行動へ向けて能力の獲得を行う。第4段階は、解決策の実施で実際に行動をおこす。ここに至り、エンパワーメントは最終段階の社会関係の変革に進んでくる。第5段階は、外部者であったファシリテーター撤退に向けた準備で、女性たちが組織したグループの力を付ける段階となる。

エンパワーメント・アプローチに関しては、次のような批判がある。エンパワーメント・アプローチは、力を剥奪されている者がそれに気づく（意識化）ことがすべての始まりとなる。その際、前述のマヒラー・サマーキアー・プログラムでも行われたとおり、力が欠如している人々を対象に他者が支援・介入することが前提となっている。そのため、対象者（女性）をエンパワーしたい他者（ドナー）が、自分たちが介入したい事柄についての「気づき」の誘発を計画する。そして他者があらかじめ計画した、たとえば文字の読み書きができるようになることの有利性、といった「気づき」を得て、実際に文字の読み書きができるようになることが、エンパワーメントの指標であり成果と考えられている（佐藤 2005, 204）。エンパワーメント・ア

アプローチでは、外部者により何が「よい」ことが初めから決められており、女性たちは、すでに決められていることに「気づき」、その方向に向かうことが発展であり、彼女たちの人生を「豊か」にすると考えられている。このようなエンパワーメント・アプローチでは、女性たち一人ひとりの多様で個別的な事情や価値への評価、選択をとらせることは困難である。たとえば、何らかの事情で識字教室に通うことのできない女性や文字の読み書きよりも手仕事をするほうが好きというような女性が、「気づき」のないまだに力が剥奪された状態のままの女性であるとされてしまう危険性がある。それに対して、本章では彼女たちが、外部者の「選択した価値」を内面化するのではなく、「本人が価値をおく理由のある生」を主体的に決めることのできる自由に焦点を当てたい。

2. ケイパビリティ・アプローチ

アマルティア・センは、社会的基盤財（所得、権力、自由、自尊心をはぐくむ社会的基盤や合理的な人ならば欲するであろう有形無形の財）の保有に焦点を当てるジョン・ロールズを批判して、同一の基本財をもっているふたりの人間でも、望ましいものと考えることを遂行する自由が異なっている点に着目する。これらの基本財によって平等を評価することは、自由の程度の評価よりも自由の手段を優先することになる。ジェンダー、場所、階級、受け継がれてきた特質の格差一般にかかわる不平等を取り扱う場合に、このちがいは大きな意味をもつ（セン 1999, 11）。

センは、人が人として享受するはずの「豊かさ」を well-being（福祉、善き生、豊かであること、暮らしぶりがうまくいっていること）と呼び、その評価に際してファンクショニング（functioning(s)、機能）という概念を用いる。「ひとの福祉について理解するには、われわれは明らかにひとの『機能』にまで、すなわち彼／彼女の所有する財とその特性を用いてひとは何をなしうるかについてまで考察を及ぼさなければならないのである。健康なひとなら

ばそれを用いてなしうる多くのことを障害者は、なしえないかもしれない」という事実に対して、われわれは注意を払うべきなのである。機能とはひとが成就しうること——彼／彼女が行いうること、なりうること——である」（セン 1988, 22）。人の well-being の評価は、実際にその人が所有しているものや所得水準だけでなく、また実際にその人がどれほど豊かだと感じているか、また暮らしぶりがうまくいっていると感じているかということの比較によるのではない。そうではなく、個人の well-being を決定しているその要因、ファンクショニングでみるべきであるということがセンの主張である。センは、さらにこのファンクショニングの集合をケイパビリティ（Capability, 潜在能力）と呼ぶ。ケイパビリティは、ある人が価値ある機能を達成する自由を反映している。またそれは、自由を達成するための手段ではなく、自由そのものに注目し、われわれがもっている真の選択肢を明らかにする。この意味において、ケイパビリティは実質的な自由を反映したものであるといえる。ファンクショニングが個人の福祉（well-being）の構成要素であるかぎり、ケイパビリティは個人の福祉を達成しようとする自由を表している（セン 1999, 70）。ケイパビリティは、ある人の、実際には選択されない選択肢を含めた生き方の幅、どんな生き方ができるかという自由（ヌスバウム 2005, 364）ということもできる。

ケイパビリティ・アプローチは、実現されたファンクショニング（ある人が実際になすことができるもの）とケイパビリティ（真の機会）のどちらかに焦点を当てることができ、それによってふたつの異なった情報をもたらす。ひとつは、選択されたファンクショニングに焦点を当てるもので、これはケイパビリティに焦点を当てることと一致する。もうひとつは、選択されなかったファンクショニングに焦点を当てるものである（セン 2000, 84, 85）。後者の場合、選択されなかったファンクショニングが、本人の主体的選択によるものなのか、あるいは選択できなかったのか、選択肢として存在しなかったのか、などの追求が可能となる。個人が達成することのできるファンクショニングの水準は、(1)財やサービスのもつ特性、(2)個人の特性（障害や健康

など), (3)社会的環境(差別や慣習, インフラなど)などの要因によって評価される(セン 1988, 42)。正当な権利としてある人がもっている利用可能な財やサービスを個人の特性や社会環境にかけ合わせることによって, その人が価値をおく行い, 在り方に変化させることができるのである。

ケイパビリティ・アプローチは, 女性障害者を女性や障害者などの各要素に分解するのではなく, 女性障害者を女性であり, 障害者であり, かつ貧困状態にあるという特性をもつひとりの個人ととらえ, 具体的にどのような行いや在りようが可能であるかという本人のケイパビリティに視点をおく。また, エンパワーメント・アプローチのように外部から与えられた価値を内面化するのではなく, 本人が価値あると考える生活を選ぶ真の自由に着目するものであるといえる。

第3節 調査の概要

女性障害当事者グループに参加した女性たちが得た「豊かさ」をケイパビリティによってとらえるために, バングラデシュの女性障害者によって選択されたファンクショニング, すなわちケイパビリティに焦点を当てて調査を行う。ここで浮び上がるファンクショニングのいくつかは, 整備されつつある法や福祉制度とそれを活用することが難しい女性障害者との間にあるギャップを埋めるものであると考えられる¹²⁾。

具体的には, インタビューの回答から彼女たちが獲得した行い(doing)や在りよう(being)を彼女たちの主体的な選択があったのかを基に¹³⁾暫定的なファンクショニングとしてまとめる。それは, 彼女たちが獲得したケイパビリティ, すなわち現在の彼女たちの生き方の幅, 選択肢であると考えられる。加えて, ファンクショニングの水準の要因分析によって, 彼女たちのファンクショニングの拡大に, 女性障害当事者グループがどのような役割を果たしたのかを分析する。

本調査は、2014年と2015年に調査対象グループに所属するメンバー31人に対して行ったアンケートとインタビューを基に、筆者が2006年より継続的にかかわってきた同グループなどへの調査、交流の中で得た情報を加えたものになっている。31人の属性については、表5-1のとおりである。調査では、現地公用語であるベンガル語を使用し、事前に準備したアンケート用紙を用いたインタビュー方式で回答を得た。録音による逐語記録ではないが、アンケート用紙に可能なかぎり回答のまま記載するように努めた。このほかに、調査対象グループの運営主体であるNGOの責任者やスタッフ、ボランティア等からも、財務状況等の運営面について聞き取りを行った。

表5-1 調査対象者（31人）の属性

1. 年齢および既婚者数 (夫からの遺棄含む)				2. 教育年数		3. 障害を受けた時期	
年齢	人数	内既婚	(遺棄)	教育年数	人数	年齢	人数
15～19歳	4	0		1年生	1	先天性	9
20～24歳	9	3	(1)	2年生	1	～5歳(小さい時含む)	13
25～29歳	7	1		初等教育 (12人)	3年生 3(2)	6～10歳	2
30～34歳	1	1		4年生	3	11～19歳	2
35～39歳	2	1	(1)	5年生	4	20歳～	4
40～44歳	5	4	(2)	6年生	0	不明	1
45～49歳	1	0		前期中等教育 (2人)	7年生 1	合計	31
50歳～	2	2	(2)	8年生	1		
合計	31	12	(6)	9年生	3(1)		
(注) 遺棄の理由				10年生	0		
新しい妻を迎えた 2人				中期中等教育 (8人)	SSC	5	
ダッカへ行き音信不通 2人				後期中等教育	HSC	2(1)	
*不明 2人				なし	5		
				自分の名前が書ける	2		
				合計	31		

(注) ()内は現在継続中

* SSC：国家統一中期中等教育修了認定試験合格

* HSC：国家統一後期中等教育修了認定試験合格

表5-1 つづき

4. 月収と障害種別, 仕事

月収(タカ)	人数	障 害	仕 事
なし	9	身体 脳性麻痺 1人	刺繍, テーラリング訓練中
		身体 麻痺 2人	テーラリング, 刺繍, 編み物訓練中
		身体 脳卒中後の後遺障害 4人	
		身体 聴覚 1人	刺繍, テーラリング訓練中
		身体 下肢障害 1人	刺繍, テーラリング(現在は休止中)
50~600	7	知的障害	紙袋作り
		身体 脊柱後湾症	刺繍
		身体 脊髄損傷 手足マヒ	刺繍
		身体 ポリオ	刺繍
		身体 ポリオ	刺繍
		身体 ポリオ	刺繍指導
~1,000	1	身体 脊柱後湾症	刺繍
		身体 脊柱後湾症	紙袋作り
~2,000	9	身体 片目失明 腸チフス	テーラリング
		身体 二分脊椎症	カーペット
		身体 事故による背骨の損傷	カーペット
		知的障害	カーペット
		身体 右足骨折後足首の拘縮	カーペット
		身体 低身長症	刺繍, ブロックプリントのデザイン
身体 低身長症	手工芸指導, 地域グループ責任者		
~3,000	1	身体 ポリオ	カーペット
~4,000	0		
~5,000	2	身体 ポリオ	テーラリング・インストラクター
		身体 ポリオ	カーペット部門責任者
~10,000	2	身体 ポリオ	PCC スタッフ(手工芸部門責任者)
		身体 骨関節結核	PCC スタッフ(モヒラクラブ運営責任者)
合計	31		

(出所) 筆者作成。

1. 調査地および調査団体

調査地は、バングラデシュの首都ダッカの北、約120kmにあるマイメイシン県マイメイシン・ショドール・ウボジェラ（郡）にある県庁所在都市マイメイシン市である。マイメイシン県は、バングラデシュ64県のひとつで12のウボジェラから構成される。マイメイシン・ショドール・ウボジェラは、21ワードからなるマイメイシン市と13のユニオン（最少の行政単位）に分けられている。マイメイシン・ショドール・ウボジェラの人口は77万5733人（2011年）、その内障害者は1.1%（8533人）^④とされる（BBS 2013, 18）。先に述べたとおりバングラデシュの全人口に占める障害者の割合は、1.4～9.07%と大きな幅があるが、これらを採用すれば、同ウボジェラの障害者は8533人（1.1%）～7万358人（9.07%）となる。国勢調査（2011年）の結果、マイメイシン県の所属するダッカディビジョン（管区）^⑤における障害者の男女比は、54対46なので（BBS 2015b, 55）、マイメイシン・ショドール・ウボジェラに暮らす女性障害者の人数は、約4000人～3万2000人と考えられる。

調査対象のモヒラクラブは、マイメイシン市を中心に活動する現地NGO、Protibondhi Community Center（PCC: 障害者地域センター）のプロジェクトのひとつである。PCCは、1997年にこの地で修道生活をおくるキリスト教修道会の支援によって創立された。PCCは、障害者が障害のない人々と同様の権利を享受し、コミュニティに参加し互いに尊重しあう関係をめざす団体である。この理念に沿って障害の種別は問わず、障害者の生活向上、教育支援、収入創出、啓発活動などを行う。具体的には、理学療法、補助具や車椅子の製作および支援、医療支援の他、地域への啓発活動などを行う。また、自助グループ（Self Help Group: SHG）や当事者団体（Disabled People's Organization: DPO）の組織化のほか、作業所をもち、カードや刺繍小物、カーペットなどの製作による収入創出活動も行っている。これらの活動とは別に、アノンドクラブ（外出困難な筋ジストロフィーほか重度身体障害者対象）、ダドゥ

クラブ（高齢男性障害者対象）、ストロークモヒラクラブ（脳卒中後の女性障害者対象）、そして本調査が対象とするモヒラクラブ（女性障害者対象）といった当事者のグループ活動を行っている。

2. モヒラクラブ

ここでは、モヒラクラブ創立の経緯、活動状況等の詳細を述べる。後述する女性障害者のケイパビリティ拡大にモヒラクラブが果たした役割を分析するための背景として、これらの情報に注目しておくことは意味のあることと考える。

モヒラクラブは、PCCの活動の中で最も古い活動のひとつで1998年に始まった。当時、PCCで活動していた外国人ボランティアが、女性障害者の困難な生活を知り、この地域に多数存在するNGOが組織した女性グループのメンバーとして、女性障害者を受け入れてもらうことを考えた。当時（そして現在も）、女性障害者は既存の女性グループにはほとんど加入していなかったからである。しかし、NGO マネージャーたちの反応は厳しく、あるマネージャーはこのように述べたそうである。「あんた、こんな人たちがばかり集めてどうするんですか。ある程度チャリティ的に何か与えてやるしかないんじゃないですか。あんな人達ばかりじゃ、ほんとどうしようもないですよ」。この言葉を聞いて外国人ボランティアは、女性障害者によるグループを組織することを決心した¹⁶⁾。彼女と一緒にモヒラクラブを創立し、現在は責任者となっている女性（バングラデシュ人障害当事者）は、既存の女性グループに入ろうと努力したが、既存のグループでは、規則どおりに集会に参加したり、貯金をしたり、ローンを借りたりしなければならぬ。このような規則を守ることが難しい自分たち女性障害者は、グループに加入することは不可能で、女性障害者のグループをつくる必要があると思ったと語った。

その後、ふたりはその辺りに女性障害者が住んでいると噂された地域へ何

度も足を運び、女性障害者を探し、その家庭への訪問を繰り返した。バングラデシュで全国的な障害者の実態調査が行われたのは、2011年の国勢調査に続き、権利と保護法2013が制定された後のことである。それまでは、どこにどのような障害をもった人々が住んでいるのかを知るためには、噂を頼りに尋ね歩くしか方法がなかったからである。このようにして集めた13人の女性障害者をメンバーにモヒラクラブは始まった。現在、モヒラクラブの存在は地域に知られるようになり、地域の人々の紹介によって、マイメイシ市およびその近郊の女性障害者が来訪するようになっている。モヒラクラブという名前は、メンバーが集うミーティングで決定された。モヒラとは、現地公用語のベンガル語で女性を意味する一般的な単語で、モヒラクラブは「女性クラブ」という意味になる。当初、「女性障害者クラブ」という案も出されたというが、「(女性障害者クラブでは)女性障害者が(障害のない女性と)別々になってしまう。異なった存在となってしまう。私たちはすべての人と一緒に過ごしたい」¹⁷⁾と彼女たちは考えた。モヒラクラブという名前には、彼女たちのこのような願いが込められている。

モヒラクラブの目的は、ともに時を過ごすこと、お互いの過去・現在・未来について前向きに分ち合うことである。それにより一人ひとりの女性障害者が人生の価値を見出す。そして、技術と能力の向上、人生をポジティブに変化させることを願って、テーラリング(服の仕立)、刺繍、ブロックプリントなどの手工芸部門とカーペット織をおこなうカーペット部門¹⁸⁾による収入創出、啓発、自信を深めるための動機づけやカウンセリングなどを行っている。同時に、移動性を高めるためのリハビリテーションや松葉杖などの福祉機器の支給なども行う。このほか、月例ミーティング、貯金、家庭訪問などのプログラム活動がある。

2014年のクラブメンバーは105人、シャンティ・ニール(平和の家)と呼ばれる事務所兼手工芸および縫製を行う作業所とカーペット工房を含め5カ所の作業所をもっている。メンバーの年齢層は、13歳を最年少として10代が16人、20代が49人、30代が28人、40代以上が8人、不明¹⁹⁾が4人である。障

害種別では、身体障害が94人で約90%を占め、うち聴覚障害が34人、ポリオによる障害が16人でこのふたつでおよそ半数となる。このほかに、脳卒中後の後遺障害、低身長症、内反足、脊柱後湾症などの女性たちがいる。身体障害以外では、知的障害と精神障害、重複障害の女性たちである。教育年数では、42%が学校教育を受けた経験がなく、33%が初等教育（5年生）までであるが、大学で学んでいる女性も2人いる。死別、離婚、夫からの遺棄などを含めて結婚している、またはしたことがある女性は36%となっている。

月例ミーティングでは、女性の権利や女性の健康に関する学習やシェアリングと呼ばれる小グループでの話し合いが行われる。話し合いのテーマは、家族内での差別の問題や障害原因などの障害理解、また国際女性の日などには、なぜその日を祝うのか、のように設定され、テーマに沿ってお互いの思いの丈を好きなように述べる。ミーティングは、互いに共感したり、アドバイスをしたりする場となる。その他、自分の誕生を祝福することも、されるという経験もほとんどない彼女たちのために、毎年1回、全員の誕生を祝う誕生日会が開催される。

モヒラクラブの運営は、PCCのスタッフでモヒラクラブの責任者を含め6人の委員からなる委員会（Committee）によって行われる。委員たちも全員が女性障害者である。彼女たちは、毎月1回委員会を開催し、ミーティングの内容を決定するほか、メンバーの近況について情報を共有する。また、誰にどのような支援をするのかなど、モヒラクラブの活動のすべては委員会で決定され、PCCに報告される。

2014年度のモヒラクラブの予算は、責任者の給与を含めて約87万タカで、決算は約67万タカ²⁰⁾であった。この年は、PCCやモヒラクラブを財政的に支え、その創立に多大な貢献を行い、モヒラクラブの精神的な支柱であった修道士が突然亡くなるという特別な出来事があり、多くのプログラムが行われなかった。そのため、予算と決算とに大きな差が生じているので、ここでは、モヒラクラブの活動について予算を基に概観する。全予算のおよそ60%が管理費で、モヒラクラブの正副責任者（PCCスタッフ）、掃除人など6人の給

与が含まれる。残り40%がプログラム費で、月例ミーティングや文化プログラム、医療費支援、刺繍や縫製を訓練中のメンバーに支払われる交通費などの他、歌のレッスン（歌とタブラの先生）²⁰、手工芸デザイン担当者など4人の給与や謝儀が支払われている。管理費に仕訳されているものと合わせて合計10人の人件費の内6人は、メンバーでもある女性障害者に支払われたものであり、モヒラクラブそのものが女性障害者の雇用先のひとつとなっている。これらの運営費は、PCCを通じて修道会から支援されている。しかし、手工芸部門で制作された手工芸品や縫製品を販売した売り上げは、これらの予算に収入として計上されておらず、別途PCCの敷地内にある販売センターが管理している。また、カーペット部門についてもモヒラクラブでその収支は把握していない。多額の寄付を受け取った時には、銀行に預け入れPCCに報告をするが、少額の場合はクラブで管理し使用する。このような複雑な経理システムのため、モヒラクラブ全体の収支を把握するのは難しい。

手工芸部門の工賃は、前述のように販売益から支払われる。2014年度実績では、手工芸と縫製作業に50人が従事し、月平均35人の女性に1人当たり平均約510タカの工賃が支払われた。現状では、手工芸部門は独立採算での運営が難しいため、材料費として特別に外国から送られる寄付金により材料を購入している。工賃は、月初めの工賃支払日に女性たちに支払われる。自宅で作業をしている女性たちは、この日に完成した製品を納品し、次の1カ月分の材料を受け取る。カーペット部門は独立採算による運営が可能で、現在12人の女性障害者が働いている。給与は、熟練者7名が歩合制で、部門の責任者、アシスタント1人と訓練中の3人の計5人が月給制である。歩合制の場合、毎月初めごろに、前月に織り上げたカーペットの長さを計り工賃を計算する。工賃はデザインや大きさで異なり、1平方フィート（縦横約30cm）200~400タカとなっている。歩合制の場合、毎月2000タカ程度の工賃を手にすることができる。

モヒラクラブのメンバーになると、毎月50タカ以上の任意の額で貯金を行う。メンバーの両親は彼女たちのために貯金をすることがなく、誰も自分名

義の貯金をもっていなかったため、クラブ創立時に自分自身の名前で貯金をすることが決まった。今では、毎月500タカの貯金を行うメンバーもいる。モヒラクラブでは、原則としてローンの貸出しは行わないので、この貯金はバングラデシュのNGO活動として一般的なローンの貸出しを前提とするものではない。メンバーは、このほかに毎月6タカを支払う。このうち5タカがモヒラクラブの運営費の一部、たとえば委員会や月例ミーティングでの茶菓代などに使用される。残り1タカは、相互扶助のための基金としてとりおかれる。ここから、貧しいため食事をするのができないでクラブに来るメンバーの食事代やイスラム教の祝祭日に、とくに貧しいメンバーへ食料品をプレゼントすることなどに使われる。

第4節 調査結果と事例紹介

前述のように、モヒラクラブメンバー31人へのアンケートとインタビュー調査の中から「モヒラクラブに所属してよかったこと」「モヒラクラブに所属後に変わったこと」についての回答をまとめた(表5-2)。その結果、約半数の回答者が、労働ができること、家族や親せき以外の人と話すことができるようになったこと、外出できるようになったことを挙げた。それらから派生した、技術を習得して収入を得るようになったこと、その収入で家族を支えるようになったことなども、挙げられている。また、心理的な変化として、自尊心をもつことができるようになったこと、他人とコミュニケーションすることができるようになったことなどが認識されている。つぎに、それらの回答から女性障害者の獲得した行い (doing) や在りよう (being) を本人が所有する財とその特性を用いて主体的に選択したのかどうか²⁹⁾を基準に、ここから読み取ることが可能と思われるファンクショニングを暫定的ではあるが抽出した(表5-3)。ふたつの表にまとめた事柄がどのような回答から作成されたのかを示すために、以下に7つの事例を紹介する。

事例①

生後まもなくポリオにかかり、片足に障害のある40代の女性で2000年にメンバーとなった。国家統一中期中等教育修了認定（SSC）試験に合格しており、夫と娘がひとりいる。モヒラクラブでテーラリング指導を行い、月に5000タカの収入を得ている。彼女は、脳梗塞のあと働くことのできない夫に代わって、家族の生活を支えている。

「自分で収入を得ることができて、家族を支えられます。また娘を学校に行かせることができています。以前は、家ですることがなく座っているだけでした。今はみんなと話ができるので精神的にもよいです。家族は以前、障害者が外に出る必要はない。家の仕事をしていればよいとっていました。今は、自分のお金でなんでもすることができるようになりました。地域の人、他の女性障害者を紹介してくれるようになりました。また、モヒラクラブに来るようになり知識が増えたので、いろいろと私に聞いてくるようになりました。昔は、自分は地域のお荷物と思われていましたが、今は女性障害者であってもなにかできると思われるようになりました。」

事例②

生まれつき下肢障害があり自力歩行ができない20代の女性で2000年にメンバーとなった。自宅前に学校があり、姉妹はそこで教育を受けた。彼女自身は学校へ通ったことはないが、自分の名前が書ける。現在、兄と母、妹と住んでおり、母に支給される遺族年金と兄の収入で生活している。以前は、彼女自身もテーラリングをして収入を得ていたが、今は身体を壊し仕事をしていない。

「昔は、家でひとりきりでした。障害者は、私ひとりだけだと思っていました。誰とも会ったり、話したりしませんでした。今はそういうことができるようになりました。昔は姉妹も親戚も、私のことをちがう種類だという目（訳注：特別な目）でみていました。でも今は、健康な人のように働けるといってくれます。本当はモヒラクラブにもっと参加したいのですが、今は病氣

のため働くことができず、兄から交通費をもらうのがためられます。私は、(モヒラクラブで) テーラリングを習いました。このテーラリングで他人を喜ばせることが出来ます。かつて家族は私のことを厄介者だと思っていました。地域の人も役立たずと思っていました。でも今はよい仕事ができるといってくれます。そして、知りあいの女性障害者に、PCCやモヒラクラブを紹介してほしいといわれます。』

事例③

幼少時にポリオにかかり、両足に麻痺が残った20代の女性で2006年にメンバーとなった。現在、モヒラクラブの支援で小学校の3年生として学んでいる。父と姉妹がいるが、自宅が遠いためクラブの集会所に住んでいる。カーペット部門で働いており、月に2500タカほどの収入を得る。

「モヒラクラブのメンバーになって、とてもよかったです。勉強を始めました。以前は、ただ家において、人々と会うのが恥ずかしかったです。今はひとりの健康な女性のようにです。以前、家族は、歩けない、仕事もできない、お母さんもいない、(自分たちは) 面倒をみてやれない、どうやって食べていくのかと心配していました。今は、自分で食べているといいます。モヒラクラブでたくさんの知り合いができました。今は幸せです。自分で料理して自分で食べることができます。妹のために少しお金を渡すこともできて、私は嬉しいです。地域の人も以前は教会に行くこともできなかったが、今は教会に通っている。自分のことは自分でしていると私を褒めます。」

事例④

生まれつき二分脊椎症で足に障害がある20代の女性で2001~2002年頃にメンバーとなった。学校教育は4年生まで受けた。現在は、母と2人で暮らしている。彼女の父は、彼女の母の他に2人の女性と結婚しており、時折彼女の家に顔を出すが経済的な支援は一切ない。カーペット部門で働いており、毎月1200~1500タカの収入を得ている。

「以前、家にいた時は、私はひとりの障害者だと思っていました。ここに来て、たくさんの障害者に出会いました。私は、以前は暗闇の中にいました。家ですることもなく座っていました。現在は、収入があります。最初は、手工芸の仕事をしましたが、その仕事は好きではなかったなので、カーペットの仕事に変わりました。4人姉妹の中で、私だけ歩けないので祖母の家に連れていってもらえませんでした。家にひとりでいて喜びがありませんでした。今は、自分で市場に行き買い物をします。私が病気の時には、父から死んでしまったらいいと怒られました。けれども、今は自分の支出は自分で賄うことができるので、父は何もいわなくなりました。近所の人たちも以前は、差別的な言葉²³で私のことを呼びましたが、今は名前でも呼んでくれます。」

事例⑤

幼少時に腸チフスにかかり、右目に障害がある20代の女性で2013年にメンバーとなった。家族は、両親と兄弟姉妹8人で、彼女は上から4番目である。学校教育は5年生まで受けたが、勉強で目を使うと頭が痛くなり、続けることが出来なかった。最初は、手工芸のトレーニングを受けたが細かい作業のため頭痛がするので、現在は、モヒラクラブの家庭訪問を担当し、理学療法士から学んだ初歩的な理学療法を行うことで、月に1300タカの収入を得ている。

「昔はどこにも行かないと思っていました。モヒラクラブに来て他の障害者を見て勇気ができました。今は、仕事をして貯金ができ買い物ができます。また両親を助けることができます。モヒラクラブのミーティングでいろいろな話し合いができ、知り、理解することができます。それを家族に話すことができます。」

事例⑥

幼少時にポリオにかかり、足に障害がある20代の女性で2004年にメンバー

となった。国家統一中期中等教育修了認定（SSC）試験に合格している。同じ敷地内に母と兄弟が住んでいるが、彼女は自分の家を見て独立した生計を営んでいる。現在、カーペット部門の責任者として月に5000タカの収入を得ている。また、最近、部屋を増築しそれを貸出して毎月2200タカの収入がある。

「私は、学校に通っているとき、みんなが自分をみて笑うので嫌になり、学校をやめてしまいました。その後は、ずっとひとりで家に座っていました。私は、ひとりの障害者だと思っていました。PCCやモヒラクラブでたくさんの障害者に会いました。そしてひとつの勇気を得ました。他人と話をする勇気。自分の人生をどのように前進させていかなければならないかを学びました。かつては、ひとつの夢ももつことはありませんでした。モヒラクラブでひとつの喜びを得ました。家族は、（私のことを）よいことなどなにもできないと考えていました。今、家族は私の決断を待つようになりました。私はお母さんの支出をすべてみています。現在、地域の人々は十分に普通の人と同じように扱ってくれます。私は、地域の貧しい人たちが政府の支援を受けられるよう助けています。」

事例⑦

幼少時にポリオにかかり、足に障害がある40代の女性で2000年にメンバーとなった。国家統一中期中等教育修了認定（SSC）試験に合格している。つい最近、亡くなった姉の夫と結婚したが夫はダッカに職があるため、彼女と彼女を昔から世話してきた女性と2人で住んでいる。モヒラクラブの手工芸部門の責任者として、月に1万タカの収入がある。

「障害があるため、学校に通っていても恐れと恥ずかしさがありました。今は、外に出て、仕事をし、協力することができます。また、障害のために仕事につけるかどうかわかりませんでした。だから、勉強しても役に立つのか疑問でした。現在は10人の人と話ができます。仕事を学びました。他の姉妹のように、自分も何かできると思うようになりました。家族も以前は、

(私が) ひとりでいられるのか恐れていました。今はそのような恐れがなくなりました。』

第5節 事例分析

前項で、女性たちのインタビューから回答をまとめ(表5-2)、そこからファンクショニングを抽出した(表5-3)ことを述べ、事例紹介を行った²⁴⁾。

本節では、バングラデシュ社会で女性障害者たちが、なりたい自分になるための、また在りたい自分であるための、人生の選択肢を将来にわたって拡大するために基礎的で重要だと思われるファンクショニングとして3つを選び、詳細を検討する。続いて、メンバーである女性障害者のファンクショニング拡大にモヒラクラブが果たした役割を分析する。

1. 基礎的なファンクショニング

(1) 自分で所得を得ること／自分で所得の支出先を決めること

バングラデシュでは一般に、障害があると外で働くことはもとより、家事もほとんどできないと考えられ、そのような女性は結婚できないと考えられている(CSID 2002, 16)²⁵⁾。それは、彼女が一生涯、家族に経済的に依存し続ける存在であることを意味する。そのため、家族の厄介者として扱われることが少なくない(金澤 2012)。しかし、自分で収入を得ることができる、または、なにがしかの技術を習得し、家族の「役に立つ」ことができるようになると、家族の態度が変化したり、家族の一員として扱われたりするようになる(事例①②③④⑥⑦)。地域に障害者がいることは、地域の人々にとっても無関係とはいえない。なぜならバングラデシュでは、ある人を家族が支えられなくなれば、地域でその人の面倒をみることが多く、自分の収入で食べることでできない人は地域の負担と考えられているからである²⁶⁾。そのため、

収入があれば地域の人々との関係も変化する。地域にいる「普通の」女性と同じように彼女たちの名前を呼び、挨拶をかわす関係が始まり、さらには積極的に相談したり、アドバイスを受けたりする関係にまで変化する（事例①②③④⑥）。ここで注目したいことは、彼女たちの収入がけっして高額ではない²⁷⁾ということである。PCCやモヒラクラブのスタッフなどとして月給を得ている場合を除けば、彼女たちの収入はおよそ月に2500タカ以下で、最も収入が少ない女性は50~100タカである。第2節で紹介した困窮障害者年金制度では年収3万6000タカ以下が年金の受給資格であるので、ほとんどのメンバーが困窮障害者に認定される範囲内である。収入自体はとるに足らないものであっても、彼女たちには、技術があり、自分が取り組むべき仕事があり、自分の居場所がある。それは、彼女たちの自尊心の源となっている。

また、収入は、自分で所得の使い道を決めるというファンクショニングももたらしている（事例①③④⑤⑥）。バングラデシュでは、家計の主体は男性であり、家庭で購入するほとんどすべてのものは、食料品や生活用品、衣類に至るまでおもに男性が購入する。また、かまどは世帯独立のシンボルである²⁸⁾。そのため、彼女たちが「自分で買い物をし、自分で食べる」という時、それは独立して生計を立てているということの意味する。彼女たちはその意味で、「自立」している。モヒラクラブでは、メンバーが貯金をすることになっていることはすでに述べたが、バングラデシュでは可処分所得をほとんどもたない女性は、自ら銀行などで貯金を行うということは少ない。しかし、近年グラミン銀行やNGOなどによってマイクロクレジットとセットで貯金を行うことが一般的となったため、貧困女性にとって貯金とは、市中の商業銀行でおこなうものではなくNGOなどによって経済開発プログラム推進のために組織される自助組織やローン貸し出しのために組織されるグループなどで行うものとして一般化している。とはいえ、このような組織に今まで参加する機会がほとんどなかった女性障害者には、貯金をする機会もなかった。たとえどこかの組織に参加する機会を得たとしても、事例②の女性のように、わずかの交通費をもらうことさえ遠慮して生活する彼女たちは、父親などか

ら貯金のためのお金をもらうことはためらわれる。モヒラクラブに所属し自分の収入を得ることで、自分名義の貯金を行うことが可能になった。

女性たちは、自分で得た収入を自分のために何かを買ったり、貯金したりするために支出するだけでなく、妹のため、家族を支えるため、子どもを学校へ行かせるため、そのほか「自分が価値を認めるもの、こと」のために自由に支出先を決定している（事例①③④⑤⑥）。女性障害者たちは、モヒラクラブに所属することで、そのような新たな選択肢を得ることが出来た。

(2) 恥ずかしさや恐れなく—自由に外出すること／人と出会うこと

彼女たちにとって、自由に外出するというファンクショニングは、車椅子の利用や道路状態の改善といったアクセシビリティの向上のみによってもたらされたのではなく、モヒラクラブのメンバーになることによって、目的をもって出かける場所ができ、外出する勇気をもつという気持ちの変化を得たことによってもたらされる（事例①④⑤）⁸⁹。学校に通っていた女性たちは、このような意味では「自由」に外出していたといえる。しかし、その外出は、恥ずかしさと恐れを伴うもの（事例⑥⑦）であった。このことは、単に外出しているか、何年間の教育を受けているかといった指標からはみえてこない重要な点である。自由に外出できるというファンクショニングは、リキシャ⁹⁰などを利用するためのお金や車椅子や義足のような福祉機器の利用などといった財やサービスの特性を利用することのほか、外出することのできる健康といった個人の特性、父や夫の許可など社会的環境が組み合わさっている。しかし、女性たちのインタビューからみえてきたことは、たとえ学校に通っていたとしても、なお本人に「恥ずかしさや恐れ」があれば、学校に通わせるという両親の希望に従い、選択の余地のない外出であったかもしれず、本人の主体的な選択としての外出とはいえないおそれがある。または、主体的に外出していたとしても、「恥ずかしさや恐れ」を伴う外出による彼女のケイパビリティは、モヒラクラブに所属後に恥ずかしさも恐れもなく外出するようになった現在と比べて低かったと考えられる。

同様に、恥ずかしさや恐れなく人と出会う（事例②③④⑥⑦）ことというファンクショニングは、モヒラクラブに参加しなければ、得ることのなかったものである。女性障害者たちは、ほとんど外出することもなく隠れるように住んでいる。メンバーのなかには、クラブに参加するまで家からほとんど出ることがなく、家族以外のほとんど誰とも会う機会がなかった女性が少なくない。そのため、自分のような障害者はどこにもいないと思こんでいる人もいる。あるメンバーは、PCCのスタッフがこの地域に女性障害者が住んでいるという噂を聞き、探し始めてから、実際に「発見」するのに1年間かかったという。彼女はPCCに来るようになり、ひとりの女性障害者に出会った。実はこの女性は、彼女と同じ村に住んでいたのだが、2人はPCCに来るまでお互いを知らなかった。お互いにそれほどまでに外出することもなく、人に出会うことがなかったのである。

彼女たちは、モヒラクラブに所属することで、恥ずかしさや恐れなく自由に外出し人と出会うことができるようになった。このことは、ケイパビリティで計られる彼女たちの人生の選択肢を将来にわたってもさらに広げることになるにちがいない。

(3) 自分の気持ちや考えを適切に表現すること

バングラデシュの女性障害者にとって、家族を含めて他人に自分の気もちや考えを適切に表現するということは、私たちが考えるほど当たり前のことではない⁽³¹⁾。

モヒラクラブに来るメンバーは、家族以外の人とほとんど話をするのがないだけでなく、他人の話聞く経験もあまりない。そのため、筆者の経験では新しいメンバーと「会話」を成立させることは困難である。多くの場合、こちら側が一方向的に質問をする形になり、それに対する回答も「はい」「いいえ」程度しか得られない。彼女たちは、うつむいて、ただ座っている。アイコンタクトをとることさえ容易ではない。また、相槌さえうたないのも、聞こえているのか、理解しているのか解らないことが多い。そのため、会話

をしようとして話しかけているのに、尋問をしているかのような感覚に襲われる。しかし、継続してモヒラクラブに参加するようになると、トレーニングや月例ミーティングを通じて他の女性障害者が話をしているのを見て、小グループの中で同じ女性であり障害があるメンバーの経験を分かち合う、またピクニックや誕生日会などのお楽しみ会を通じて、次第に他人と打ち解けた会話をし、自分の気持ちや意見を表現できるようになる（事例①⑤⑥⑦）。さらに、適切なタイミングで相槌を打つなど人の話をどのように聞いたらよいのかを学び、会話をすることができるようになる。自分の気持ちや考えを適切に表現するということは、このような広がりをもつもので、他の人々とコミュニケーションをとるために必要な基礎的な事柄と考えられる。

2. ケイパビリティの拡大にモヒラクラブの果たした役割

第2節に述べたように、女性障害者が新たなファンクショニングを獲得したということは、彼女たちの生き方の選択肢、すなわちケイパビリティが拡大したということになる。個人が達成できるファンクショニングの水準は、(1)財やサービスのもつ特性、(2)個人の特長（障害や健康など）と(3)社会的環境（差別や慣習、インフラなど）などの要因によって評価される（セン 1988, 42）ことから、これらの要因からファンクショニングの獲得に、モヒラクラブがどのような役割を果たしたのかについて考察する³²。

(1) 財やサービスのもつ特性

モヒラクラブでは、女性たちに技術の習得や所得を得るためのトレーニングを行っている。新しくメンバーになり働く意思のある者には、テーラリング、刺繍、カーペット、その他本人の希望に合わせたトレーニングを行う。トレーニング中は、センターに通ってくるための交通費をモヒラクラブが負担する。ある程度、仕事ができるようになると、センターで仕事を行う場合の交通費は自己負担となる。または、自宅での作業に切り換え、1カ月に1

度センターを訪れて完成品を納入し、つぎに製作するものの材料を受け取る。賃金は、製作物の数や難易度に応じた歩合制である。しかし、誰もが手工芸やテーラリング、カーペット織ができるとは限らない。障害のため刺繍などの細かい手作業ができない女性、知的障害などのため作業工程の理解が難しい女性、そもそも手工芸が好きでない女性もいる。そのため、モヒラクラブではセンターの掃除や雑用、トゥンガと呼ばれるバングラデシュの店頭で広く用いられている米や豆などをいれる紙袋製作、ピーナッツバター製造など、それぞれの障害特性や好みにあった幅広い作業を用意し、希望者はいずれかの仕事につくことができるよう配慮がなされている。逆に、障害のため刺繍小物の製作が難しいと思われる女性も、本人の希望があれば刺繍の訓練を続けることができる。

(2) 個人の特性

個人の特性とは、健康状態や障害の程度、知力、体力など、各個人のもつ多様性である。モヒラクラブでは、必要に応じて障害への医療的治療や理学療法、福祉機器の支給なども行っている。これらの取組みにより、健康状態や障害の改善、体力増強などが図られる。また、積極的に教育を受けることを勧め、近隣の NGO が開設している学校へ通うことができるようにアレンジを行っている。これらの取組みにより、個人の特性の水準が上がり、ケイパビリティの拡大に資している。先に取り上げた「恥づかしさや恐れ」といった彼女たちの内面の変化も重要な個人の特性と考えられる。彼女たちに変化をもたらす重要な出会いの場となっているのが、月に1回のミーティングである。ミーティングは、初めに全員でタゴールの歌³³を歌うことから始まる。つぎに、クラブに参加する女性たちの宗教——イスラム教、ヒンドゥー教、キリスト教の経典を読み祈りが捧げられる。ミーティングが始まるまでのこの一連の「セレモニー」は、モヒラクラブが、そこにいるすべての人を包摂し誰も疎外しないことを具体的に示しめす時であるように感じさせる。それから、その日のプログラムに入る。彼女たちは、このミーティングを通

じて他の女性障害者に「出会う」。そして、家庭や地域でとるに足らない者として扱われていた女性たちは、主体的な個人としてここで自分の意見や思いを述べる事、人の話を聞く事、人にアドバイスをすること、などを学んでいく。ミーティングは、このような出会いと学びを提供する重要な場となっている。所得を拡大するためのトレーニングだけではなし得ない彼女たちのケイパビリティ拡大がここで行われる。

(3) 社会環境

ここでは、おもにバングラデシュの文化慣習を取り上げる。モヒラクラブ責任者は、このように語っている。「女性障害者たちは、家で厄介者の扱いを受けていることが多く、みんな家にいたくないのです。仕事をしたいと思っています。しかし、外にでる手助けが得られないのです。こちらから近づかないかぎり、女性障害者は外に出られないのです」。

バングラデシュでは、女性がひとりで外へ出かけることは、イスラム教を背景とした文化的な慣習からあまり多くはない。まして女性で障害があるとすれば、家の中だけで生活していることが多い。その女性障害者がクラブに通えるようになるには、本人の意思だけではなく、夫や両親（とくに父親）の許可を得るための働きかけが大切となる。

モヒラクラブでは、まだメンバーになっていない女性障害者がクラブの活動に参加することができるように家庭訪問を繰り返し、本人や両親に働きかけている。その際、障害をもっているクラブの責任者や担当者が直接出向く。それは、障害当事者が出向くことで、女性障害者も外に出て活動することができるというよきロールモデルを本人にも両親にも示すこととなる。あるメンバーは、2013年に偶然彼女のことを知ったメンバーが彼女の家を訪問したことから、モヒラクラブに来るようになった。しかし両親、とくに母親は彼女がモヒラクラブに来ることに同意しなかった。母親は、彼女を外に出すのが恥ずかしいという思いと、娘の障害がなおるのではないかという期待がいまだに捨てきれず、彼女がクラブに出かけるときには、（障害が完全になおる

わけでもないのにクラブに通っても)ただお金がかかるだけだと苦言を呈していた。そのため、モヒラクラブの責任者はたびたび彼女の家を訪問し、両親を説得しようと努力を続けてきた。そして「なにもできないと思っていた彼女が縫物をし、物静かで親に依存するだけの子と思っていたら、ちゃんと自分の意見をもっており、未来を切り開くために意見をいえるようになった⁶⁴⁾」ことに驚いた父親は、最近、初めてモヒラクラブを訪問し正式にモヒラクラブのメンバーになる許可を与えた。初めて彼女の家を訪問してから実に2年目のことである。このような個々の女性障害者の事情に合わせた粘り強い働きかけは、彼女たちを取り巻く環境を変化させるために非常に重要であり、彼女たちのケイパビリティ拡大に寄与している。

モヒラクラブは、女性障害者自身が主体となって地域の女性障害者に向けて活動をするというユニークな組織である。自身も障害をもつ女性が家庭訪問を行うことで、女性障害者のみならず家族に対しても良きロールモデルを示す。そして、精神的に、または家族の反対で家に籠りがちな女性障害者と家族に粘り強い働きかけを行い、女性障害者に社会参加を促す。また、彼女たちに、障害の特性と個人の好みや主体的な選択を最大限尊重した収入創出活動を提供する、というような役割を果たしていることが分かった。これらの取組みは、女性障害者の well-being の拡大には不可欠な働きでありながら、地域の開発 NGO が組織する既存の女性グループでは従来取り組まれてこなかった。また、バングラデシュの社会文化的な特性を考えると、男性障害者主体の現在の障害者団体でも同様に取り組むことは難しいように思われる。さらに、モヒラクラブのように女性障害者を主体とする当事者グループでの取り組みとして注目される点は、女性障害者同士の語り合いの場(月に一度のミーティング)の設定である。ここで、女性障害者が他の女性障害者と出合い、「女性であり、障害がある、彼女たち特有の困難」、たとえば、車椅子ではサリーをどのように着たらよいのかといった日常生活上の悩み、衛生やリプロダクティブ・ヘルス、結婚などの問題について話し合い、知恵を出し合い、励ましあう。このような女性障害者特有の困難を話し合う場は、現在

バングラデシュの障害者支援として一般的な男女合同で組織された障害当事者グループではもつことは難しく、女性障害当事者グループを組織する重要な意義のひとつであることを指摘したい。

おわりに

本章では、バングラデシュではさまざまな法や社会福祉制度がありながら、その権利を十分に行使することが難しい女性障害者の課題を論じた。ここから、障害者にとって中立・公正と思われる法や福祉制度の存在が、女性障害者のおかれている困難な状況を直接改善することにつながっておらず、彼女たちの人生の「豊かさ」well-beingの実現に十分に寄与することができない可能性が指摘された。次に、女性障害者のwell-beingをケイパビリティによってとらえる試みによって、現地調査から暫定的なファンクショニングを抽出した。そして、バングラデシュの女性障害者の将来にわたるケイパビリティ拡大にとって基礎的で重要と思われるファンクショニング、(1)自分で所得を得ること／自分で所得の支出先をきめること、(2)恥ずかしさや恐れなく一外出すること／人と出会うこと、(3)自分の気持ちや考えを適切に表現すること、について詳細に考察した。続いて、彼女たちのケイパビリティの拡大に果たすモヒラクラブの役割をケイパビリティの水準を決定する3つの要因、(1)財やサービスのもつ特性、(2)個人の特性、(3)社会環境から明らかにし、女性障害当事者グループを組織する意義を指摘した。

ケイパビリティ・アプローチによるこれら一連の分析結果は、所得があることの重要性を示し、外出が可能となり、人と会話をすることができるようになったなど、エンパワーメント・アプローチが与える「気づき」と、結果的には同じようにもみえるかもしれない。しかし、ケイパビリティ・アプローチは、女性障害者の人生の「豊かさ」を、所得や所有しているものや事柄、満足度のみによって評価するのではなく、また外部から与えられた気づ

きを「気づかされる」のでもない、彼女たちの主体的で自由な選択の結果に基づき評価されるものである点で大きく異なる。本章では、バングラデシュという社会的文脈の中で女性障害者という存在に絞った暫定的なケイパビリティのリストの提示を行ったが、セン自身は、開発途上国に限らず先進国も含めて、なにを人の中心的なファンクショニングとするのかについて、ヌスバウムのような具体的なリスト（ヌスバウム 2005, 92-94）を提示しない。センは、その理由を人の中心的なファンクショニングは、それぞれの社会的文脈によって異なるからであると説明する。ただ、個別の目的に沿った狭い範囲のケイパビリティのリスト作成は可能である（Sen 2004, 77）とも述べている。本章で挙げたバングラデシュの女性障害者のファンクショニングの妥当性や新たなファンクショニングの追加の可能性については、今後さらなる調査、研究が必要である。また、本章では、女性障害者が選択したファンクショニングに注目して分析をおこなったが、彼女たちによって選択されなかった、または選択できなかった、あるいは選択肢として存在すらしなかったファンクショニングに注目することで、彼女たちの困難の様相がさらにみえてくると考えられる。これら両面のファンクショニングに注目していくことで、法や福祉制度を十分に活用することのできない女性障害者の存在を可視化し、法や福祉制度がそこに「ある」だけでは解決できない彼女たちの課題をより多角的に検討することが可能になるであろう。

〔注〕

- (1) グラミン銀行（Grameen Bank）は、1976年に大学教授であったムハマド・ユヌスによる貧困層を対象とした無担保の小規模融資（マイクロクレジット）から始まり、1983年に、バングラデシュ政府により正式に認可された銀行となった。2011年にはバングラデシュ全土の97%の村で融資を行い、融資対象の97%が女性である（<http://www.grameen-info.org/about-us/> 2015年12月31日アクセス）。
- (2) BRACは、1972年に創立され、現在では11カ国で1億3800万人を支援し、予算9億3240万ドル、職員11万5000人という世界最大のNGOである（<http://www.brac.net/index.php/partnership> 2015年12月31日アクセス）。BRACは、

Bangladesh Rural Advancement Committee (バングラデシュ農村向上委員会)の略語であるが、現在では略語を組織名として使用している。BRACの開発アプローチ原則のひとつに、女性の重要性があり、村では女性が男性よりも先に組織化される(ラヴェル 2001, 68, 69)。

- (3) 両調査の障害者数が大きく異なることについて、『世帯収入と支出調査』のBBS担当者及び障害者施策の担当省である社会福祉省の高官に尋ねたところ、「障害」についての定義の違いが背後にあるようであった。国勢調査のうち障害に関する調査結果をまとめた報告書には、再調査の結果が異なるのは、障害の程度を測定するアプローチが異なるからであると記されている(BBS 2015a, xxi)。
- (4) bdnews24.comによる2012年7月16日の配信記事“Persons with disability only 1.4%”(http://bdnews24.com/bangladesh/2012/07/16/persons-with-disability-only-1.4 2016年1月10日アクセス)ほか。
- (5) バングラデシュ人民共和国憲法 The Constitution of the People's of the Republic of Bangladesh 第15, 27, 28条など(http://bdlaws.minlaw.gov.bd/pdf_part.php?id=367 2015年12月31日アクセス)。
- (6) 1タカ=約1.5円(2015年12月11日現在)。
- (7) 2013年に筆者が行った現地調査で聞き取った障害者ID調査を行った障害者団体スタッフの経験談である。一方、調査の依頼元であり、自らも調査を行っていたマイメイシン県の社会福祉事務所職員は、調査時点において女性障害者の人数が男性障害者よりも少ないことを「自然なこと」と受け止めていた。
- (8) 2012年に筆者が行った現地での聞き取り調査。ここでの対象者は、障害者団体10団体の11人(事務局長, 担当者), 学校関係8人(校長, リソースティーチャー)である。
- (9) 社会福祉省HP(ベンガル語版)より(http://www.msw.gov.bd/ 2016年1月10日アクセス)。
- (10) 2013年に筆者が行った現地調査で障害者団体スタッフからの聞き取りによる。
- (11) 女性が屋敷地の外に出ず、家族や親族以外の男性と接することをしない男女の分離と性別役割に関する習慣。バルダの起源, 社会的な意味については、村山(1997, 49-51), カビール(2016, 35-36)が詳しい。
- (12) ここでのファンクショニングは、女性障害者がNGO団体による女性障害当事者グループ(モヒラクラブ)での活動を通じて獲得したものである。これらのファンクショニングのいくつかによって、彼女たちがそれまで活用することが難しかった法や福祉制度を利用することが可能になったことが、インタビューを通じて明らかにされた。たとえば、学校へ通っていたとしても彼女たち自身の恥ずかしさや恐れから学校に行かなくなってしまうことがある。

また、教育現場や家族の無理解から学校に通えないこともある。しかし、モヒラクラブでの活動を通じて、「恥ずかしさや恐れなく自由に外出すること／人と出会うこと」や「自分で決定し実行すること」というファンクショニングを獲得した女性障害者のなかには、新たに、または再び学校へ通うことを始めた者がある。これらのことは、バングラデシュの法が障害を理由とした入学拒否の禁止によって障害児の教育を保障しているにもかかわらず、女性障害者がその法を十分に活用することができず、現実には教育にアクセスすることが難しかったことを示している。

- (13) 「たとえ、結果的に個人の福祉が増大したとしても、それが外生的に与えられたものであるならば、彼の福祉的自由が改善されたことにはならない。自己の福祉を実現するための機能 (functioning) が向上し、自らの意思的選択によって自己の機能を達成する機会、すなわち、潜在能力 (capability) の豊かさが増したとき、初めて、福祉的自由が改善されたことになる (後藤2002: 6)」。
- (14) この統計は、2011年3月に行われた国勢調査の結果を基に、マイメイシン県のレベルでまとめたもの。
- (15) 管区とは、バングラデシュ最上位の行政単位である。2015年にダッカ管区の北部4県が分離、マイメイシン管区となった。現在、マイメイシン県はマイメイシン管区に属している。
- (16) 「障害者コミュニティセンター活動報告書」『JOCSS フォーラム』21号 (2003)。
- (17) モヒラクラブ責任者へのインタビュー (2015年)。
- (18) カーベット部門の位置づけについては、責任者も明確に理解していない。意思決定はPCCで行われており、モヒラクラブは関与していない。そのため、モヒラクラブではなく、PCCの一部門とも考えられる。しかし、PCCの組織図にはカーベット部門の記載がない。また、カーベット部門の責任者はモヒラクラブの委員であり、スタッフは全員モヒラクラブのメンバーから選ばれ、メンバーの一員として活動する。そのため、カーベット部門スタッフの所属意識はモヒラクラブにある。以上のことから、ここではモヒラクラブの一部門とした。
- (19) 年齢不明の人数は、本人が年齢を解らないと回答した人数。バングラデシュでは、両親や兄弟姉妹、夫などの年齢はもとより、自分自身の年齢を知らない場合が多く存在する。
- (20) PCCの2014年度 (1月～12月) 会計監査報告書。
- (21) バングラデシュでは、有名な詩人の詩を歌うことは教養の証しで、ハーモニウム (卓上オルガン) とタブラ (太鼓の一種) の伴奏で歌われることが多い。モヒラクラブでは、女性障害者が教養を涵養する一助として、歌のレッスンを提供している。

- (22) 障害などが重く働くことのできない女性や現在の所得だけでは生計の成り立たない女性たちには、PCCやモヒラクラブから、治療費の補助、薬代、ヘルスチェック、家の修理代のほか、毎月の家賃、米、冬用の布団、衣類、イスラム教の祝祭日（年に2回）に食べることが習慣となっている甘いお菓子の材料などが支援される。ただし、ファンクショニングとの関係では、支援を受けるために彼女たちが主体的な行動をとったかどうか確認できなかったため、今回は分析の対象とはしなかった。
- (23) インタビューでは、彼女の障害に由来する差別的な単語で語られている。
- (24) バングラデシュの女性障害者についての限定的な調査報告として、次のものがある。
 “The Feminine Dimension of Disability: A Study on the Situation of Adolescent Girls and Women with Disabilities in Bangladesh” (CSID 2002) 及び “Report on Women with Disabilities in Bangladesh” (SARPV 2008)”。限られた地域と人数ではあるが、女性障害者自身へのアンケート調査により彼女たちの置かれた状況を理解する参考となる。
- (25) バングラデシュの（非障害）女性の社会経済環境や文化と就労に関して、「女性の就労と社会関係——バングラデシュ縫製労働者の実態調査から——」（村山1997）に詳しい。また、（非障害）貧困女性のマイクロクレジットによる貯蓄と消費行動、特に日常の消費行動に対する女性の意識と行動については、「貧困女性の貯蓄・消費行動とジェンダー——バングラデシュ・グラミン銀行の事例——」（坪井 2006）を参照。
- (26) バングラデシュでは、イスラム法との関係から世帯主の扶養義務と優先順位は、第1に自分の妻子であり、父母など他の構成員の扶養に妻子と同様の義務はない。世帯主である子どもたちに父母を養う経済的な余裕がなければ、こうした老人は周囲の助けを受けたり、近隣の村を物乞いして生活する（高田 2006, 99）。障害をもつ兄弟姉妹に対しても同様である。
- (27) バングラデシュの公務員の最低賃金は月8200タカ（Daily Star 紙 9月8日付 <http://www.thedailystar.net/frontpage/new-pay-scale-gets-final-nod-139666> 2015年12月11日アクセス）、労働者のほとんどを女性が占める縫製工場の非熟練工賃金は月5,300タカ（日本貿易振興機構 非熟練工賃金 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2013/12/52aab0d8ce0e0.html> 2015年12月11日アクセス)）。
- (28) バングラデシュの農村では、一つの屋敷地（bari）内に、両親、兄弟など父系血縁集団に属するいくつかの世帯（khana/chula）が独立した家を建てる。家の中に調理用かまど（chula）はなく、それぞれが中庭に独立してかまどを造る。そのかまどを利用してそれぞれが独立に食事（khana）をすることが、世帯を分けるシンボルとなっている。

- (29) (非障害) 女性のエンパワーメントに関する調査研究では、エンパワーメントの過程においてこのような心理的な変化をもたらすことが知られている。たとえば、「問題解決型エンパワーメント・アプローチの効果と課題——インド、アンドラ・プラデシュ州、マヒラー・サマーキアーの事例をもとに」(太田 2011)、「グラミン銀行による貧困女性の組織化とエンパワメント」(鈴木 2010)を参照。エンパワーメント・アプローチとケイパビリティ・アプローチの違いは本章第2節を参照。
- (30) リキシヤは、バングラデシュでは最も普及している移動手段で、自転車の後ろに2人程の人が乗ることのできる座席がついている。
- (31) 注29を参照。
- (32) ここでも、エンパワーメント・アプローチとの類似性を見ることができる。しかし、モヒラクラブの実践とエンパワーメント・アプローチとの違いは、これらの働きが「外部者による計画された」ものではなく、モヒラクラブのメンバーたちによる自主的な決定に基づき行われている点である。
- (33) タゴールは、アジア人初のノーベル文学賞を得たベンガルの詩人。インドとバングラデシュの国歌もタゴールの詩歌から選ばれている。モヒラクラブのミーティング開会時に歌われるのは「幸いな (happiness) この世界、豊かな (well-being) この世界、あなたの存在がそれを飾ります」という、自分の存在を認められてこなかった女性たちに慰めを与える歌である。
- (34) PCCを支援する公益社団法人日本キリスト教海外医療協力会 (Japan Overseas Christian Medical Cooperative Service [JOCS]) のパンフレット「JOCS 保健医療協力募金のお願い」(2014年)より。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 太田まさこ 2011. 「問題解決型エンパワーメント・アプローチの効果と課題——インド、アンドラ・プラデシュ州、マヒラー・サマーキアーの事例をもとに——」『アジア女性研究』(20) 3月 1-19.
- カビール, ナイラ 2016. 遠藤環・青山和佳・韓載香訳『選択する力——バングラデシュ人女性によるロンドンとダッカの労働市場における意思決定——』ハーベスト社. (*The Power to Choose: Bangladeshi Women and Labour market Decisions in London and Dhaka*, London: Verso, 2000)
- 金澤真実 2012. 「開発途上国の女性障害者の結婚をめぐる一考察」『Core Ethics』Vol. 8 101-111.

- 2013. 「バングラデシュの初等教育におけるジェンダー格差は解消されたのか——障害児の教育へのアクセスの現状と政府統計との乖離——」『Core Ethics』Vol. 9 59-69.
- 久保田真弓 2005. 「エンパワメントに見るジェンダー平等と公正——対話の実現に向けて——」『国立女性教育会館研究紀要』9 8月 27-38.
- 後藤玲子 2002. 『正義の経済哲学——ロールズとセン——』東洋経済新報社.
- 佐藤寛 2005. 「計画的エンパワメントは可能か」佐藤寛編『援助とエンパワメント——能力開発と社会環境変化の組み合わせ——』アジア経済研究所 201-232.
- 鈴木弥生 2010. 「グラミン銀行による貧困女性の組織化とエンパワメント」『社会福祉学』51(3) 1月 44-63.
- 世界保健機関 2013, 長瀬修監訳・石川ミカ訳『世界障害報告書』明石書店 (World Health Organization. *World Report on Disability 2011*, Geneva: WHO, 2001)
- セン, アマルティア 1988, 鈴木興太郎訳『福祉の経済学——財と潜在能力』岩波書店. (Amartya Sen. *Commodities and Capabilities*, Amsterdam: North-Holland, 1985)
- 1999. 池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討——アマルティア・セン——』岩波書店. (Amartya Sen. *Inequality Reexamined*, Oxford: Oxford University Press, 1992)
- 2000. 石塚雅彦訳『自由と経済開発』日本経済新聞社. (Amartya Sen. *Development as Freedom*, New York: Alfred A. Knopf, 1999)
- 高田峰夫 2006. 「バングラデシュ民衆社会のムスリム意識の変動——デシュとイスラーム——」明石書店.
- 坪井ひろみ 2006. 「貧困女性の貯蓄・消費行動とジェンダー——バングラデシュ・グラミン銀行の事例——」『アジア女性研究』(15) 3月 1-10.
- ヌスbaum, マーサ 2005. 池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ訳『女性と人間開発——潜在能力アプローチ』岩波書店. (Nussbaum, Martha C. *Women and Human Development: The Capabilities Approach*, Cambridge: Cambridge University Press, 2000)
- 村山真弓 1997. 「女性の就労と社会関係——バングラデシュ縫製労働者の実態調査から——」押川文子編『南アジアの社会変容と女性』アジア経済研究所 45-81.
- ラヴェル, キャサリン H. 2001. 久木田由貴子・久木田純訳『マネジメント・開発・NGO——「学習する組織」BRACの貧困撲滅戦略——』新評論 (Lovell, Catherine H. *Breaking the Cycle Poverty: The BRAC Strategy*, West Hartford: Kumarian Press, 1992)

< 英語文献 >

- BANBEIS (Bangladesh Bureau of Educational Information and Statistics) 2015. *Bangladesh Education Statistics 2014*, Dhaka: Ministry of Education.
- BBS (Bangladesh Bureau of Statistics) 2011. *Preliminary Report on Household Income & Expenditure Survey-2010*, Dhaka: BBS.
- 2013. *District Statistics 2011 Mymensingh*, Dhaka: BBS.
- 2015a. *Disability in Bangladesh: Prevalence and Pattern, Population Monograph, Volume 5*, Dhaka: BBS. (<http://203.112.218.65/WebTestApplication/userfiles/Image/PopMonographs/disabilityFinal.pdf> 2016年10月7日アクセス)
- 2015b. *Population Density and Vulnerability: A Challenge for Sustainable Development of Bangladesh, Population Monograph, Volume 7*, Dhaka: BBS. (http://203.112.218.65/WebTestApplication/userfiles/Image/PopMonographsVolume-7_PDV.pdf 2016年12月24日アクセス)
- CSID (Centre for Services and Information on Disability) 2002. *The Feminine Dimension of Disability: A Study on the Situation of Adolescent Girls and Women with Disabilities in Bangladesh*, Dhaka: CSID.
- GED (General Economics Division), Planning Commission 2015. *Millennium Development Goals: Bangladesh Progress Report 2015*, Dhaka: Government of the People's Republic of Bangladesh.
- MOE (Ministry of Education) 2010. *National Education Policy 2010*, Dhaka: MOE.
- SARPV (Social Assistance and Rehabilitation for the Physically Vulnerable) 2008. *Report on Women with Disabilities in Bangladesh*, Dhaka: SARPV.
- Sen, Amrtya 2004. "Dialogue Capabilities, Lists, and Public Reason; Continuing the Conversation," *Feminist Economics*, 10 (3) : 77-80.
- UNDP 2014. *Resilient Bangladesh: UNDP Annual Report 2013/2014*, Dhaka: UNDP Bangladesh. (<http://www.bd.undp.org/content/dam/bangladesh/docs/Publications/Pub-2014/UNDP%20annual%20report%202013%20to%202014%20FINAL%20ONLINE%20VERSION.PDF> 2016年1月3日アクセス)
- UNICEF 2014. *Situation Analysis on Children with Disabilities in Bangladesh*, Dhaka: UNICEF Bangladesh.

